

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 福島県選挙管理委員会
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

三 三 二 二 二 一 一

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所氏名	住所氏名	住所氏名	住所氏名
福島県第一区	福島市大森字鶴巻一二番地の六	大河原 薫	福島市荒井北三丁目九番地の二	阿部 敏明
福島県第二区	郡山市神明町三番六号	熊本 俊博	郡山市片平町字大山南二番七二号	喜古 克広
福島県第三区	白河市会津町三三番地の七	樵 隆男	福島市森合字丹波谷地三七番地の三	佐賀 勝
福島県第四区	会津若松市城西町一番七六号	石井 浩	会津若松市門田町大字飯寺字村東七三番地の四	小檜山 均
福島県第五区	いわき市内郷高坂町箕ヶ作一七番地の一	小林 武正	いわき市内郷高坂町箕ヶ作一七番地の一	須賀 正弘

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙長の事務を取り扱う場所

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島県第一区	福島市中町五番二二号 福島県消防会館一階会議室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地 福島県県南地方振興局

立候補の届出を受理する場所

福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき地方振興局

選挙区	立候補の届出を受理する場所	
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁西庁舎二階講堂
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎大会議室
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 届出の種類
- 1 選挙事務所を設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
-----	-----------

福島県第一区	福島市中町五番二一〇号	福島県消防会館一階会議室
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県県中地方振興局
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区における選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。
平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島県第一区	福島市杉妻町三番四五号	平成二十四年二月一九日 午前一一時
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三〇二会議室
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分

会長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙分会長

本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 俊彦

二 選挙分会長の職務を代理すべき者

福島市南向台二丁目三番地の五 石本 健

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 審査分会長

伊達郡桑折町字本町六番地 安齋 利昭

二 審査分会長の職務を代理すべき者

福島市北沢又字東谷地北十一番地の四 鈴木 忠夫

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十四年十二月二日現在において、次のとおりである。

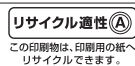
平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三一、四八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三三七、三四四
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一九、四一六
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	二〇、〇二六
郡山	伊達市伊達郡	二八、七九〇
いわき市	本宮市安達郡	一〇、六四七
白河市西白河郡	南会津郡	八、三八三
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、七〇四
喜多方市耶麻郡	大沼郡	八、一七〇
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	九、五一八
二本松市	石川郡	一一、〇一一
	双葉郡	一八、八二六



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷